第25期 第３回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和５年８月30日

　　至　令和５年８月30日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第3回 北広島市農業委員会総会議事録

令和5年8月30日（水）13時30分、第3回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階議場に招集する。

1　議事日程
日程第1　　議事録署名委員の指名
日程第2　　会期の決定
日程第3　　報告第1号　　農地の転用事業完了による専決処分について
日程第4　　報告第2号　　現況証明願による専決処分について
日程第5　　報告第3号　　賃貸借の合意解約について
日程第6　　議案第1号　　現況証明願について
日程第7　　議案第2号　　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について
日程第8　　議案第3号　　現地調査委員の指名について
日程第9　　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　　2番　安宅　一夫　委員　　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　　輝　委員　　5番　佐々木　珠惠　委員　　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　　事務局長　川村　裕樹　　事務局次長　山田　孝博　　主査　武山　伍織
主査　石川　正人　　主任　佐々木　正人　　主事　上野　礼

（開会宣言　　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により５番　佐々木委員、６番　佐藤委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和５年８月30日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。番号２につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、茶木委員長より調査結果の報告をお願いいたします。

茶木委員　令和５年８月17日、転用事業完了による現地調査を、安宅委員、坂本委員、私の３名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号2、[redacted]から転用完了報告のあった土地ですが、農家用住宅の建設を目的とし、農地法第４条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。ここで事務局から補足説明を求められておりますのでこれを許します。

事　務　局　補足説明をいたします。番号２については、ただいま茶木委員長から報告のあったとおり、現地調査委員会にて現地を確認し、完了と認めたものであります。番号１につきましては事務局のみで現地調査を行っております。根拠法令等参考資料に記載がありますが、北広島市農業委員会農地転用事業完了に伴う事務処理内規第４条第５項第１号に、農地への原状回復が容易にできる一時転用の場合については事務局のみで調査にあたることができる、とされており、こちらに該当しておりますことから事務局のみで現地調査をしたところでございます。

番号１はいちご狩りのためのお客様駐車場及び通路であり、通路については耕作道をそのまま利用し、駐車場は防草シートを重ねて敷き、農地に影響がないように対応しているものであります。事務局で確認し、農地に復旧されていることが確認されましたので、北広島市農業委員会農地転用事業完了に伴う事務処理内規第５条に基づき、北海道へ完了届を提出するとともに本総会において報告をするものであります。以上でございます。

議　　長　補足説明が終わりました。これより質疑を行います。宮北委員どうぞ。

宮北委員　番号１ですが、転用に関しては問題ないと思いますが、８月９日に事務局で現地調査へ行った時点での現状の報告をお願いいたします。

事　務　局　転用完了時に写真添付もしておりますので、写真と現地を確認しながら現地調査を行いました。転用中につきましては、駐車場については防草シートを敷いて農地に影響のないようにしていたところでございます。耕作道については、そのままでございます。完了届が出されたあと、事務局で調査した際には防草シートは剥がされておりまして、防草シートが破けていたり、車が停められたことにより農地が固められたということもありませんでした。また、防草シートも敷かれておりましたので雑草などもない状況でございます。一部については、耕起されておりました。今後については大根を植え付けたいということでしたので、現時点で種植え又は、準備がされているかもしれません。以上です。

議　　長　他に何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することにご異議ございません

か。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４：報告第２号「現況証明願による専決処分について」＞
議　　長　報告第２号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（報告案件朗読）
議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。報告第２号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第５：報告第３号「賃貸借の合意解約について」＞
議　　長　報告第３号「賃貸借の合意解約について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（報告案件朗読）
議　　長　報告案件の朗読が終わりました。ここで事務局から補足説明を求められておりますのでこれを許します。
事　務　局　合意解約について補足説明をいたします。番号 1、2 については、公益財団法人道央農業振興公社経由の賃貸借契約となっており、2 件で 1 つの賃貸借契約となっているところであります。番号 2 の貸主についてでありますが、登記簿謄本上の所有者は[redacted]となっておりますが、令和 4 年 12 月に破産手続きが開始されており、それに伴い裁判所から弁護士が破産管財人として選任されております。破産管財人とは、自己破産した者が保有している財産を管理し、債権者に分配することなどが主な役割となっております。つまりは、自己破産した者の財産を処分する権利を有する者、ということになります。
番号 2 に記載のとおりとなりますが、謄本上の所有者は[redacted]ですが、権利等は破産管財人が有しておりますので、書類の手続き等は破産管財人が行っていることから、あくまで破産管財人と道央農業振興公社が賃貸借契約の合意解約を行った、ということになります。
今後につきまして、10 月を予定しておりますが、競売ではなく、農地法第 3 条による任意売却を行う予定ですので、地区担当委員による現地調査の後、総会にて付議予定ですので、御対応のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　補足説明が終わりました。これより質疑を行います。私から一つ良いでしょうか。登記も現況も地目が田ということで水活の権利を有していると思いますが、[redacted]については今回合意解約をしたということと、賃借料は免除するということになっております。今回 7 月 24 日が解約日となっておりますが、水活の権利が付くか付かないかが決まるのが 7 月の第一週だったと思います。これに対して、水活がついていることになっているのでしょうか。
事　務　局　再生協議会への提出については 7 月上旬となっておりますが、国への回答については 7 月末までとなっております。当初借りておりました[redacted]の[redacted]につきましては、水活の対象地として申請を上げていたところでございますが、今回このようなお話しがありまして一番草を刈る前に解約をし、申請を取り下げたところでございます。現状につきましては牧草が伸びたままということにもなりませんので、破産管財人とも協議をした上で維持管理のために草刈りをしたというところでございます。こちらにつきましては、対象地には載せていませんが維持管理として来年以降にまた協議をさせて頂きたいと思います。以上です。
議　　長　保全管理をしているため、権利を有しているということですね。他に何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございません

か。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。報告第３号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第６：議案第１号「現況証明願について」＞
議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、茶木委員長より調査結果の報告をお願い致します。
茶 木 委 員　令和５年８月 17 日、現況証明願による現地調査を安宅委員、坂本委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。
番号１、願出人 [redacted]、所有者 [redacted]の土地ですが、場所は[redacted]地区で、[redacted]を出て[redacted]通りに進み[redacted]通りで左折し[redacted]通りで右折した 960m先右手に位置する土地でございます。
この土地は、令和３年に利用状況調査にて非農地通知が発出されており、現況も当時と変わらず農地性が低いことを確認しましたので、「非農地」と認定いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。
議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第７：議案第２号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について」＞
議　　長　議案第２号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について」を議題といたします。事務局から議案の朗読をお願いします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。農政課から補足説明を求められておりますので、これを許します。
農　政　課　それでは、説明いたします。農政課の佐野と申します。よろしくお願いいたします。お手元にございます 25 ページほどのものが計画書となっております。また、改訂の概要及び新旧対照表もございますので、基本的に改訂の概要に基づいて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
まず始めに、基本的な構想とは何かということを簡単に説明いたします。
農業を将来的に発展させるためには、農業の担い手を育成することが重要となりますが、この基本構想は、農業の担い手が目指す農業経営の目標の設定ですとか、その目標実現に向けての措置などを明らかにしたものです。他の市町村も作成しておりますけれども、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法の規定により、都道府県が作成する基本方針に基づき市町村が作成することとされております。
それでは今回の基本構想の改訂についてご説明いたします。
まず、令和４年５月に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、令和５年４月１日付で施行されております。
それに伴い、北海道が策定する北海道農業経営基盤強化促進基本方針の一部改訂が令和５年４月３日に行われております。
今回の法改正では、基本構想に定める項目として「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加、いわゆる人・農地プランを法定化した地域計画の策定、利用権設定等促進事業の廃止などが行われています。

これらの法改正等を踏まえて、市町村においても基本構想の改訂が必要となったところですが、基盤法附則第２条第２項には基本構想についての経過措置が規定されており、法施行から６月を経過する日までの間は、現行の基本構想を新たな基本構想とみなすこととされています。

上記を踏まえ、基本方針に則し、現在の基本構想の文言表現等の修正を行いました。基本方針及び市町村基本構想は、概ね５年おきに見直すこととされており、次回の見直しが令和８年度に予定されているため、今回の改訂は法改正への対応に絞った形式的なものとしております。

そのため、効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準や労働時間、指標となる営農類型については、現行どおりとしております。

なお、改正後の基盤法には経過措置として、施行日から起算して２年を経過する日又は地域計画を策定する日の前日までは、従前の例により利用集積計画の作成等が可能とされています。

具体的な改訂内容につきましては、基盤法及び道の基本方針の内容に基づいて、形式的に整えたものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

最後に今後のスケジュールですが、農業関係団体への意見照会として、本日の農業委員会総会のほかにJAに依頼をしており、承認が得られましたら、今後北海道との協議を経て、9月末までに基本構想を決定し、公告する予定としております。以上です。

議　　長　補足説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。私から良いでしょうか。今農政課から説明がありましたが、もう少し詳しく教えて頂けますか。

農　政　課　新旧対照表をご覧ください。目次の１ページをご覧頂ければと思いますが、左側が改定案となっておりまして、赤字で表現しているのが改訂部分となっております。まず、目次の第３で記載している第２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで大きく４つ、新規就農者の確保について主に書いておりますが、農業を担う者の確保及び育成に関する考え方や本市が主体的に行う取り組み、各関係機関との連携の役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供ということで、こちらについては道の基本方針とそれに基づいた規制に基づき新たに追加した項目ということでございます。また、第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで、表現の訂正のみですが言葉を調整したというところです。第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで、農業経営基盤強化促進法に基づいて実際に行っていく事業として掲載しているものですが、一番の事業については現行ですと、利用権設定等促進事業に関する事項ということで掲載していたものですが、こちらが法改正で廃止されたので削除し、新たに地域計画の策定について記載された内容になっておりますので、地域計画に係る協議の場の設置や地域計画の区域の基準を記載するものとなっております。

農政課長　私から、北広島市のところでどのような形に影響してくるのかというのを詳しくご説明させて頂きます。先ほどご説明した第３　農業を担う者の確保及び育成に関する事項のところでございますが、国では新規就農者等をどのように確保していくかということを市町村としてどう考えているかということを求められております。ここに対して、当市におきましては道央農業振興公社との連携による担い手育成のところを従来から掲げておりますので、明文化し基本構想に記載しております。その他についても、地域計画等の策定につきましても、北広島市でどのように進めていくのか具体的に記載しておりまして、JA 道央また公社等を含めた関係機関の中で地域計画を策定していくということで、具体的な取組み方法を記載しているものになります。それらの記載につきましては、国において法律等によって各市町村にどう考えているか記載するよう考え方を示されているというものになっております。今回の基本構想の大きな変更点については以上です。

議　　長　もう少し言葉を砕いて説明して頂けますか。

事務局次長　より具体的な言葉で説明すると、新規就農と地域計画が大きな点ですが、新規就農につい

ては国としてどう確保していくか、各市町村にも考え方をどう進めていくか示されております。北広島市は道央農業振興公社において担い手の確保・育成を中心に進めているというのがありますので、こちらの基本構想の中でこれを具体的に明文化して市としてもここで意思表示しているということになります。また、地域計画については元々の考え方は、市の将来の担い手が 10 年後にどういう農業のあり方を人・農地プランというものでつくってきておりますが、ここが法定化されました。今までは、任意で国からどのようにやっていくか指導がありましたが、今回から法定化されまして地域計画という名の元につくっていくというものになっております。各市町村がそれぞれのやり方で地域計画をつくっていくことになりますが、当市におきましては農業者の方々との意見交換を含めて、まずは関係機関と基本的な考え方を書いて明文化したというものになっております。あとは、農用地利用集積計画という制度が無くなってしまいますので、そこは文言整理としてこの中から削除しております。農業経営基盤強化促進法というものが農業の経営基盤の強化をどうするかという法律になっておりまして、その中で担い手支援制度である認定農業者といった各種政策的な誘導も含めて有利な使い方ができるのが農業経営基盤強化促進法に基づいたものですが、その中から今までされていた利用集積という賃貸の考え方が無くなり、その後、北海道農業公社を経由した農地バンク事業に変わっていくというのが法律の中の考え方でありまして、進め方を記載しているということになっております。その他、経営基盤のベースとなるのが所得水準や目標となる所得が基本構想の中であり、経営実態の中で目標設定をしておりますが、令和 3 年度に変更したので今回は変更せず進めているということになっております。

議　　長　いかにして担い手の確保をするかということと、農地を今後 10 年どのような形にするか、また集積をして耕作者にどのように割り当てていくための地図を作っていかなければならないことと、大きく 2 つの点があると思います。その中で、これから皆さんにご協力して頂かなければなりませんが、地区の今後の農地のあるべき姿を具体化していかなければならないという大きな仕事が、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆さんに担っていかなければならないというのが、この農業経営基盤強化促進法の中に謳われているという理解でよろしいですか。今後、農業委員、推進委員の負担が増えていくと思われますので、地域の農業者さんと連携をとりながらそれぞれの地区を守っていって頂けたらと思います。他に不明点等がありましたら、事務局までお願い致します。他に何かございませんか。事務局どうぞ。

事　務　局　農業委員会としての活動の話がありましたので、今回の市の基本構想の変更において農業委員会の結びつきという意味で、私から補足説明させて頂ければと思います。

今、農政課から説明もありましたが、こちらについては法令の改正に伴いまして北海道の基本構想の改正、更に北広島市の基本構想の改正でございます。これに先立ちまして、令和 4 年度から農業委員会の立場として最適化活動が新たに設定され、動いているところでございます。また、当市につきましては農地利用最適化推進委員を設置しておりますので、推進委員を中心に最適化活動というところで農業委員会の総会で付議され決定しておりますが、目標を立て、それに伴い活動をしていただき、更に総会に付議し、点検評価を行い、更にそれを公表するというところで既に動いております。最適化活動の目標の中には、農地の集積率・集約率の向上、遊休農地の減少、新規参入の推進というところで皆さまに活動頂いているところでございます。今回は農業員会が先に動いておりますが、法改正に伴いまして北広島市としても、今まで行っておりました人・農地プランが法定化されたことに伴いまして、基本構想に記載し、北広島市と農業委員会が連携し、北広島市全体として新規参入や優良農地の確保といったものを連携しながらやっていくということになっております。更に、直近の活動としましては、毎年行っております農地パトロールの強化、秋以降を予定しておりますが、地域計画策定に向けて北広島の地図に農地の情報及び所有者・利用者の意向情報を載せた目標地図を来年度の夏までに作成しなければなりません。そちらにつきまして、農業委員会とし農地の所有者・利用者へアンケートを配布する予定でございます。10 年後、農地をどうしていくのかを図面に反映し、地域・地区ごとに協議をすることが今後求められるところでございます。具体的な活動は、各関係団体と連携をとり情報収集しながら皆さまに説明できるよう準備しているところでございます。今後も優良農地の確保、遊休農地の減少とい

った活動に取り組んで頂きたいと思います。以上です。

議　　長　皆さまから忌憚のない意見等をお聞きしたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

議　　長　それでは、休憩を解き再開いたします。議案第2号は、質疑なしと認めてよろしいですか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 2 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第2号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第8：議案第3号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第3号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として3番　山田委員、4番　宮北委員、推進委員の調査委員として阿部委員、調査補充委員として、農業委員は 5 番　佐々木委員、推進委員は田村委員を指名いたします。

＜日程第9：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1点目、次回の第4回農業委員会総会につきましては、令和5年9月27日水曜日、午後1時30分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、9月27日の総会1件でございますのでよろしくお願いいたします。

3点目、次回の現地調査委員会の日程でございますが、9月15日金曜日午後1時00分からとなってございます。今回、各委員からご意見がございまして事務局でもこの意見を参考にし、9月15日金曜日午後1時00分から現地調査委員会を開催したいと思いますので、ご理解ください。現地調査委員は農業委員では3番山田委員、4番宮北委員、推進委員は阿部委員、調査補充委員として農業委員は5番佐々木委員、推進委員は田村委員を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。次に利用状況調査及び研修会の案内について事務局より報告願います。

事　務　局　利用状況調査につきまして、事前にお配りしております2枚の資料をご覧ください。資料は農地利用状況調査についてと、昨年の調査結果のまとめです。

平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、市町村区域内の全農地の利用状況について「利用状況調査（農地パトロール）」を行わなければならないとされました。令和4年度は、遊休農地が20筆、約15.7haとなっており、遊休農地の中でも比較的荒廃の程度が軽い区分を緑区分、荒廃の程度が重い区分を黄色区分として判定をしております。緑区分が　15筆、約9.4ha、黄色区分が5筆、約6.3haとなっております。また、非農地通知を発出したのが78筆、約32.5ha、問題なしについては1,888.3haです。

今年度の利用状況調査については、10 月上旬から中旬にかけて調査を実施したいと考えております。調査後は、事務局にて精査し、10月の総会にて農地・非農地の決定をいただき、速やかに利用意向調査及び非農地通知を発出いたします。

調査の流れとしては、事前に事務局及び農政課職員が市内全ての農地の調査を行い、その後、地区担当委員として農業委員及び推進委員の皆様に現地を見ていただきます。なお、皆様の現地調査日につきましては、日程調整のご相談をさせていただきたいと思いますので、お忙しい時期ではございますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。以上です。

続けてご報告いたします。本日お配りしております、農地利用最適化推進委員等研修会の開催につきまして、北海道農業会議から事前の連絡が来ておりますので、その情報提供でございます。3ページ目ですが、11月13日月曜日午後1時30分から午後4時00分まで自治

労会館にて研修会を行いたいということで、通知がきておりますのでスケジュールを空けて頂ければと思います。以上です。

議　　長　委員の皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第３回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14 時 50 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名